

科学研究費補助金「新学術領域研究」の審査要綱

平成20年1月29日
科学技術・学術審議会学術分科会
科学研究費補助金審査部会決定
平成20年12月22日一部改正
平成21年 3月23日一部改正
平成21年11月26日一部改正
平成22年11月25日一部改正
平成23年12月 1日一部改正

科学研究費補助金「新学術領域研究」の事前評価（審査）については、この審査要綱により行うものとする。

I 審査方針

1 共通の方針

- (1) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月内閣総理大臣決定）、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成21年2月文部科学大臣決定）及び「科学研究費補助金における評価に関する規程」（平成14年11月科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会決定）（以下「評価規程」という。）に則り、厳正な審査を行う。
また、研究活動の不正行為や不正使用に対し適切に対処するとともに、研究機関における補助金の適正な使用に向けた取組も考慮しつつ、科学研究費補助金の効果的・効率的配分を図る。
- (2) この審査要綱において、「研究領域」とは、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の対象となる研究者又は研究者グループによる研究領域を推進するための計画をいい、「研究課題」とは、「新学術領域研究（研究課題提案型）」の対象となる個々の研究計画のほか、「新学術領域研究（研究領域提案型）」に係る計画研究及び公募研究毎の研究計画をいう。
- (3) 研究領域及び研究課題は、相当する研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。
- (4) 採択したものに対しては、その内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。
- (5) 翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された研究課題の研究が十分遂行し得るよう配慮すること。ただし、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募研究課題の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。
- (6) 他の研究課題の受入・応募等の状況及びエフォートの取扱いについては、以下のとおりとする。
 - ① 他の研究課題の受入・応募等の状況は、「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうかが」を判断する際の参考とする。
 - ② エフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）は、「研究課題が十分遂行し得るかどうかが」を判断する際の参考とする。
ただし、エフォートは、研究課題の遂行が可能であると判断した研究代表者又は研究分担者が、研究

計画調書作成時において、予想で記載しているものであり、その割合については、採択後に変更することができるものとされている点に留意する。

2 研究種目（審査区分）別の方針

一 研究領域提案型

公募要領の「対象」に示された内容のいずれかに該当する研究領域であって、協同して推進する複数の研究者で構成される研究グループの有機的な連携の下に領域の学術水準の向上を図ることにより、革新的・創造的な学術研究の発展が期待できるものを選定する。

二 研究課題提案型

一人又は少数の研究者で組織する研究計画であって、従来の分科・細目区分では採択されにくい、新興・融合分野等における革新的・挑戦的な研究計画を選定する。

II 審査方法

1 研究種目（審査区分）別の審査方法

一 研究領域提案型

(1) 新規の研究領域

「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成21年3月23日研究振興局長決定）に定める「人文・社会系委員会」、「理工系委員会」、「生物系委員会」及び「複合領域委員会」（以下「各委員会」という。）において、次のとおり審査を行う。

〔研究領域の採択決定までの進め方〕

- ① 各委員会は、応募研究領域の中から、ヒアリングを行う応募研究領域（以下「ヒアリング研究領域」という。）を選定する。
- ② 各委員会は、選定したヒアリング研究領域についてヒアリングを行い、採択候補研究領域を選定するとともに、当該研究領域の計画研究の採択候補研究課題についても選定する。
- ③ 部会は、各委員会が選定した採択候補研究領域の中から、合議により採択研究領域を決定するとともに、当該研究領域の計画研究の採択研究課題についても決定する。

〔各委員会における採択候補研究領域等の選定の進め方〕

① ヒアリング研究領域の選定

ア 各系委員会（人文・社会系、理工系、生物系）

「人文・社会系」「理工系」「生物系」（以下「系」という。）のいずれか一つ又は複数の系を選択した研究領域について、選択したそれぞれの「系」委員会において書面審査を実施する。

書面審査にあたっては、各系委員会の各評価者は、「領域計画書」をもとに、「研究領域の審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、「審査基準」により審査を行う。

3つの系のうちいずれか一つを選択した研究領域については、当該「系」委員会において合議によりヒアリング研究領域を選定する。

イ 複合領域委員会

3つの系のうち複数の系を選択した研究領域については、上記アの書面審査の結果を参考にして、複合領域委員会において合議によりヒアリング研究領域を選定する。

②審査意見書の作成

ア 各委員会の主査は、採択候補研究領域及び当該研究領域の計画研究の採択候補研究課題を選定する際の資料とするため、ヒアリング研究領域毎に学術調査官が推薦する関連分野に精通する研究者の中から、3名程度の者を審査意見書作成者として選考し、別紙1「新学術領域研究の審査意見書（研究領域）」及び別紙2「新学術領域研究の審査意見書（計画研究）」の作成を依頼する。

イ 審査意見書の作成者は、「新学術領域研究の審査意見書（研究領域）」の作成に当たって、「研究領域の審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、要素毎に意見を付す。また、「新学術領域研究の審査意見書（計画研究）」の作成に当たっては、「計画研究の審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、「審査基準」により審査意見を作成するとともに、応募研究経費については「研究経費の査定案」を踏まえた審査意見を作成する。

③ヒアリングの実施

ア 各委員会におけるヒアリングは、「領域計画書」、「各計画研究の研究計画調書」、「新学術領域研究の審査意見書（研究領域）」、「新学術領域研究の審査意見書（計画研究）」及び「プレゼンテーション資料」をもとに行う。

なお、委員会の求めがある場合には、参考資料を追加することができる。

イ ヒアリングは、次のとおり行うこととする。

(a) ヒアリングの進め方（時間配分の目安）

時間配分は、以下を目安とするが、質疑応答等のためにやむを得ない場合は、主査の判断により必要な範囲で増減することができる。

・ 領域代表者等から応募研究領域の説明	15分	} 40分
・ 質疑応答	20分	
・ 審議及びコメントの記載	5分	

(b) 説明者

領域代表者を含め3名以内

(c) 説明資料

領域計画書、各計画研究の研究計画調書及びプレゼンテーション資料

④採択候補研究領域の選定

ア 各評価者は、ヒアリングを行った研究領域について、「新学術領域研究の審査意見書（研究領域）」及び「新学術領域研究の審査意見書（計画研究）」を参考にして、「研究領域の審査に当たっての着目点」及び「計画研究の審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、「審査基準」により審査を行うとともに、応募研究経費については「研究経費の査定案」により審査を行う。

イ 各委員会は、研究領域のヒアリング終了後、各評価者の審査結果に基づき、合議により採択候補研究領域を選定する。

ウ 各委員会は、採択候補研究領域を選定後、当該採択候補研究領域の計画研究の研究課題について、合議により採択候補研究課題を選定するとともに、当該研究課題の研究経費の査定案を作成する。

〔研究領域の審査に当たっての着目点〕

(a) 応募領域の研究の必要性

・ 公募要領の「目的」に合致しているか。また、「対象」に示された内容のいずれかに明確な特徴をもって該当するか。

(b) 領域の目的の妥当性

・ 領域の目的が明確に示されており、また、その内容が妥当であるか。

(c) 領域推進の計画、方法の妥当性

・ 領域全体の研究計画が十分に練られており、領域の目的が計画期間内に達成される見込があるか。
・ 計画研究については、領域を推進するに当たっての役割及び必要性が明確にされ、また適切な規模となっているか。
・ 公募研究については、全体として領域を推進するに当たっての必要性及び期待される内容等が明

確にされ、また適切な規模となっているか。

- ・個別の研究課題の寄せ集めではなく、研究領域内で各研究課題が有機的に結びついたものとなっているか。
- ・総括班において領域の研究支援活動（研究領域内で共用するための設備・装置の購入・開発・運用、実験・資材の提供など）を行う場合には、効率的かつ効果的に行いうる体制となっているか。

(d) 領域マネジメントの適切性

- ・総括班は、領域代表者を中心として、領域全体の研究方針の策定、企画調整、各計画研究及び公募研究の連絡調整、研究支援活動、研究評価及び成果の発信等、領域の運営を適切に行いうる体制となっているか。
- ・領域代表者は、領域を円滑に推進するための基本的な考え方を有するとともに、リーダーシップを発揮し、総括班、その他の計画研究及び公募研究の有機的な連携を図ること等の重要な役割を果たす能力を有しているか。

(e) 領域組織の妥当性

- ・領域推進に十分貢献できる研究者により組織が構成されているか。
- ・研究領域の発展に向け、若手研究者の育成等に配慮しているか。

(f) 研究期間、研究経費の妥当性

- ・領域の推進に当たって研究期間、研究経費が適切であるか。

〔計画研究の審査に当たっての着目点〕

(総括班)

- ・実際の研究を行う内容となっていないか。
- ・領域全体の研究方針の策定、企画調整、各計画研究及び公募研究の連絡調整、研究評価及び成果の発信等、領域の運営を適切に行いうる体制となっているか。
- ・領域の研究支援活動（研究領域内で共用するための設備・装置の購入・開発・運用、実験・資材の提供など）を行う場合には、効率的かつ効果的に行い得る体制となっているか。
- ・応募研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。

(その他の計画研究)

(a) 研究計画、研究方法の妥当性

- ・当該研究領域の設定目的の達成に寄与できるものであるか。
- ・研究目的の設定に独創性が認められるとともに、具体的な目標が明確に設定されているか。
- ・研究計画、研究方法は適切であるか。
- ・当該学問分野、関連学問分野の研究の発展に貢献が期待できるか。
- ・研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっているか。
- ・単なる個人研究ではなく、研究領域内で他の各研究課題と有機的に結びついたものとなっているか。

(b) 研究組織、研究遂行能力の適切性

- ・研究推進に十分貢献できる研究者により研究組織が構成されているか。
- ・これまでに受けた研究費に対する成果等の状況を踏まえ、今回の研究計画においても着実な研究遂行が期待できるか。
- ・研究者のこれまでの研究業績にかんがみ、所期の成果をあげることが期待できるか。

(c) 応募研究経費の妥当性

- ・購入を予定している設備備品等は研究実施上必要なものであるか。
- ・各経費の必要性等が認められるか。
- ・他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。

〔審査基準（研究領域及び計画研究）〕

評点	審査基準
A	積極的に採択すべきである
A-	採択するに値するものである
B	一部優れた内容も含まれるが、採択までは至らない
C	採択すべきでない

〔研究経費の査定案〕

応募研究経費の内容を踏まえ、どの程度の査定が適当であるか審査基準により評点を付す。

その際、標準的な査定率は、応募研究経費の90%程度とする。

なお、「※」の評点を付した研究課題に対しては、主たる根拠及び具体的な内容（査定率等）を「審査意見」欄に必ず記述すること。

（審査基準）

評点	審査基準
◎	応募研究経費と同額程度にすべきである
無印	標準的な査定率であれば当該研究の遂行が可能である（応募研究経費の90%程度）
△	標準的な査定率より10%程度低くすべきである（応募研究経費の80%程度）
※	上記以外（具体的な内容を「審査意見」欄に記述すること。なお、各年度における応募研究経費を超えて配分することはできない。）

(2) 継続中の研究領域

研究領域の設定期間のうち、3年目に計画研究、1年目と3年目に公募研究の審査を行うこととする。

計画研究及び公募研究の審査に当たっては、「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成21年3月23日研究振興局長決定）に定める新学術領域研究専門委員会（以下「専門委員会」という。）において採択候補研究課題を選定し、部会において合議により採択研究課題を決定する。

この場合、専門委員会における合議による公募研究の採択候補研究課題の選定にあたっては、評価規程第7条「利害関係者の排除」規定の判断は、各専門委員会主査に委ねるものとする。

(i) 1年目の研究領域に係る公募研究の審査

〔専門委員会における採択候補研究課題の選定の進め方〕

各専門委員会における採択候補研究課題の選定に当たっては、各評価者が、「研究計画調書」に基づき「公募研究の審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、総合的な判断の上「審査基準」により書面による審査を行った後、合議により採択候補研究課題を選定し、応募研究経費については「研究経費の査定案」により審査を行う。

なお、「研究費の応募・受入等の状況・エフォート（公募研究）」については、「書面による審査」時に、「他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか」の確認を行う際、及び合議による採択候補研究課題の選定時に活用する。

〔公募研究の審査に当たっての着目点〕

- ・ 研究目的は当該研究領域の公募要領に示された領域の方針に沿ったもので、領域の推進に十分な貢献が期待できるか。
- ・ 研究目的の設定に独創性が認められるとともに、具体的かつ明確に設定されているか。
- ・ 研究計画、研究方法は適切であるか。
- ・ 研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっているか。
- ・ これまでに受けた研究費に対する成果等の状況を踏まえ、今回の研究計画においても着実な研究遂行が

期待できるか。

- ・研究者の業績にかんがみ、所期の成果をあげることが期待できるか。
- ・購入を予定している設備備品等は研究実施上必要なものであるか。
- ・各経費の必要性等が認められるか。
- ・他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。

〔審査基準（公募研究）〕

① 評定要素

以下の評定要素毎に、下表に示す基準に基づいて評点を付す。

(a) 研究目的の独創性、妥当性

- ・研究目的の設定に独創性が認められるか。
- ・研究目的は具体的かつ明確に設定されているか。

(b) 研究計画、研究方法の妥当性、適切性

- ・研究対象、研究手法は適切であるか。
- ・研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっているか。
- ・研究計画、研究方法の説明（記述内容）は適切であるか。

(c) 研究経費の妥当性

- ・購入を予定している設備備品等は研究実施上必要なものであるか。
- ・各経費の必要性等が認められるか。

(d) 研究遂行能力の適切性

- ・これまでに受けた研究費に対する成果等の状況を踏まえ、今回の研究計画においても着実な研究遂行が期待できるか。
- ・研究者の研究業績にかんがみ、所期の成果をあげることが期待できるか。

評点	審査基準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

② 公募要領に示された領域の研究概要との整合性

「公募要領に示された領域の研究概要との整合性」について、下記の着目点により、下表に示す基準に基づいて評点を付す。なお、下表に示す基準に該当しない場合には、具体的な内容について「審査意見」欄に記述すること。

- ・研究目的は当該研究領域の「公募要領に示された領域の研究概要」に沿ったもので、領域の推進に十分な貢献が期待できるか。
- ・「公募要領に示された領域の研究概要」を踏まえた研究計画となっているか。

評点	審査基準
◎	「公募要領に示された領域の研究概要」に沿った研究内容となっており、領域の推進に十分な貢献が期待できる
○	「公募要領に示された領域の研究概要」に沿った研究内容を含んでおり、領域の推進に貢献が期待できる
△	一部「公募要領に示された領域の研究概要」に沿った研究内容となっているが、領域の推進に貢献が期待できるとはいえない

③ 総合評点

「評定要素」及び「公募要領に示された領域の研究概要との整合性」の評価結果に基づき下表に示す基準

及び評点分布の目安に従って、総合評点を付す。

また、審査意見が必要と判断した場合、当該課題の長所と短所を中心に「審査意見」欄に記述すること。なお、総合評点「5」の場合は必ず記述することとし、「4」以下の場合であっても、強調すべき点があれば可能な限り記述すること。

評点	審査基準	評点分布の目安
5	非常に優れている	10%
4	優れている	20%
3	良好である	40%
2	やや劣っている	20%
1	劣っている	10%

④ 書面審査時の所見

(a)～(d)の「評定要素」の評点及び「総合評点」を勘案し、評価の際「問題がある」又は「不十分である」と判断した項目（所見）を下表の中から概ね5個程度以内で選択すること。

ただし、総合評点「5」の場合は選択を要しない。

項目	評価の際「問題がある」又は「不十分である」と判断した項目（所見）
1	研究目的設定の独創性（評定要素(a)に対応）
2	研究目的の妥当性（具体性及び明確さ）（評定要素(a)に対応）
3	研究対象、研究手法の適切性（評定要素(b)に対応）
4	研究計画の進め方の着実性（評定要素(b)に対応）
5	研究計画、研究方法の適切な説明（記述）（評定要素(b)に対応）
6	購入を予定している設備備品等の妥当性（評定要素(c)に対応）
7	各経費の必要性等（評定要素(c)に対応）
8	これまでに受けた研究費に対する成果等からみた研究遂行の着実さ（評定要素(d)に対応）
9	研究者の研究業績からみた研究成果への期待度（評定要素(d)に対応）

〔研究経費の査定案（公募研究）〕

応募研究経費の内容を踏まえ、どの程度の査定が適当であるか評点を付す。

その際、標準的な査定率は、応募研究経費の90%程度とする。

なお、「※」の評点を付した研究課題に対しては、主たる根拠及び具体的な内容（査定率等）を「審査意見」欄に必ず記述すること。

評点	審査基準
◎	応募研究経費と同額程度にすべきである
無印	標準的な査定率であれば当該研究の遂行が可能である（応募研究経費の90%程度）
△	標準的な査定率より10%程度低くすべきである（応募研究経費の80%程度）
※	上記以外（具体的な内容を「審査意見」欄に記述すること。なお、各年度における応募研究経費を超えて配分することはできない。）

(ii) 3年目の研究領域に係る計画研究及び公募研究の審査

〔専門委員会における採択候補研究課題の選定の進め方〕

各専門委員会における採択候補研究課題の選定に当たっては、各評価者が、「研究計画調書」に基づき

「計画研究の審査に当たっての着目点」及び「公募研究の審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、総合的な判断の上「審査基準」により書面による審査を行った後、合議により採択候補研究課題を選定し、応募研究経費については「研究経費の査定案」により審査を行う。

なお、計画研究については、中間評価の調査結果に係る審査意見書も踏まえ審査を行う。

また、「研究資金の応募・採択状況（計画研究）」又は「研究費の応募・受入等の状況・エフォート（公募研究）」については、「書面による審査」時に、「他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか」の確認を行う際、及び合議による採択候補研究課題の選定時に活用する。

〔計画研究の審査に当たっての着目点〕

（総括班）

- ・実際の研究を行う内容となっていないか。
- ・領域全体の研究方針の策定、企画調整、各計画研究及び公募研究の連絡調整、研究評価及び成果の発信等、領域の運営を適切に行う体制となっているか。
- ・領域の研究支援活動（研究領域内で共用するための設備・装置の購入・開発・運用、実験・資材の提供など）を行う場合には、効率的かつ効果的に行い得る体制となっているか。
- ・応募研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。

（その他の計画研究）

（a）研究計画、研究方法の妥当性

- ・当該研究領域の設定目的の達成に寄与できるものであるか。
- ・研究目的の設定に独創性が認められるとともに、具体的な目標が明確に設定されているか。
- ・研究計画、研究方法は適切であるか。
- ・当該学問分野、関連学問分野の研究の発展に貢献が期待できるか。
- ・研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっているか。
- ・単なる個人研究ではなく、研究領域内で他の各研究課題と有機的に結びついたものとなっているか。

（b）研究組織、研究遂行能力の適切性

- ・研究推進に十分貢献できる研究者により研究組織が構成されているか。
- ・これまでに受けた研究費に対する成果等の状況を踏まえ、今回の研究計画においても着実な研究遂行が期待できるか。
- ・研究者のこれまでの研究業績にかんがみ、所期の成果をあげることが期待できるか。

（c）応募研究経費の妥当性

- ・購入を予定している設備備品等は研究実施上必要なものであるか。
- ・各経費の必要性等が認められるか。
- ・他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。

〔審査基準（計画研究）〕

① 総合評点

<継続の応募研究課題の場合（計画研究）>

評点	審査基準
可	採択すべき
否	採択すべきでない

<新規の応募研究課題の場合（計画研究）>

評点	審 査 基 準
A	採択に値するものである
A ⁻	「A」に準ずるものである
B	「A ⁻ 」よりもやや劣るものである
C	採択すべきでない

(注) 審査意見が必要と判断した場合、当該課題の長所と短所を中心に「審査意見」欄に記述すること。

〔研究経費の査定案（計画研究）〕

応募研究経費の内容を踏まえ、どの程度の査定が適当であるか評点を付す。

なお、「△」の評点を付した課題に対しては、主たる根拠及び具体的な内容（査定率等）を「審査意見」欄に必ず記述すること。

(審査基準)

評点	審 査 基 準
無印	応募研究経費と同額にすべきである
△	応募研究経費より減額すべきである

〔審査意見書の作成〕

- ア 各専門委員会の主査は、当該研究領域の計画研究の採択候補研究課題を選定する際の資料とするため、当該研究領域の中間評価を実施した各委員会委員の中から2名程度を審査意見書作成者として選考し、別紙3「新学術領域研究（研究領域提案型）の審査意見書（継続の研究領域）」の作成を依頼する。
- イ 審査意見書の作成者は、各委員会が決定した中間評価結果及び領域代表者が作成する中間評価結果を踏まえた対応方針を基に、当該研究領域の計画研究が中間評価結果を踏まえた内容となっているか審査意見を作成する。

〔公募研究の審査に当たっての着目点〕

- ・研究目的は当該研究領域の公募要領に示された領域の方針に沿ったもので、領域の推進に十分な貢献が期待できるか。
- ・研究目的の設定に独創性が認められるとともに、具体的かつ明確に設定されているか。
- ・研究計画、研究方法は適切であるか。
- ・研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっているか。
- ・これまでに受けた研究費に対する成果等の状況を踏まえ、今回の研究計画においても着実な研究遂行が期待できるか。
- ・研究者の業績にかんがみ、所期の成果をあげることが期待できるか。
- ・購入を予定している設備備品等は研究実施上必要なものであるか。
- ・各経費の必要性等が認められるか。
- ・他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。

〔審査基準（公募研究）〕

① 評定要素

以下の評定要素毎に、下表に示す基準に基づいて評点を付す。

- (a) 研究目的の独創性、妥当性
- ・研究目的の設定に独創性が認められるか。
 - ・研究目的は具体的かつ明確に設定されているか。
- (b) 研究計画、研究方法の妥当性、適切性
- ・研究対象、研究手法は適切であるか。

- ・研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっているか。
 - ・研究計画、研究方法の説明（記述内容）は適切であるか。
- (c) 研究経費の妥当性
- ・購入を予定している設備備品等は研究実施上必要なものであるか。
 - ・各経費の必要性等が認められるか。
- (d) 研究遂行能力の適切性
- ・これまでに受けた研究費に対する成果等の状況を踏まえ、今回の研究計画においても着実な研究遂行が期待できるか。
 - ・研究者の研究業績にかんがみ、所期の成果をあげることが期待できるか。

評点	審 査 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

② 公募要領に示された領域の研究概要との整合性

「公募要領に示された領域の研究概要との整合性」について、下記の着目点により、下表に示す基準に基づいて評点を付す。なお、下表に示す基準に該当しない場合には、具体的な内容について「審査意見」欄に記述すること。

- ・研究目的は当該研究領域の「公募要領に示された領域の研究概要」に沿ったもので、領域の推進に十分な貢献が期待できるか。
- ・「公募要領に示された領域の研究概要」を踏まえた研究計画となっているか。

評点	審 査 基 準
◎	「公募要領に示された領域の研究概要」に沿った研究内容となっており、領域の推進に十分な貢献が期待できる
○	「公募要領に示された領域の研究概要」に沿った研究内容を含んでおり、領域の推進に貢献が期待できる
△	一部「公募要領に示された領域の研究概要」に沿った研究内容となっているが、領域の推進に貢献が期待できるとはいえない

③ 総合評点

「評定要素」及び「公募要領に示された領域の研究概要との整合性」の評価結果に基づき下表に示す基準及び評点分布の目安に従って、総合評点を付す。

また、審査意見が必要と判断した場合、当該課題の長所と短所を中心に「審査意見」欄に記述すること。なお、総合評点「5」の場合は必ず記述することとし、「4」以下の場合であっても、強調すべき点があれば可能な限り記述すること。

評点	審 査 基 準	評点分布の目安
5	非常に優れている	10%
4	優れている	20%
3	良好である	40%
2	やや劣っている	20%
1	劣っている	10%

④ 書面審査時の所見

(a)～(d)の「評定要素」の評点及び「総合評点」を勘案し、評価の際「問題がある」又は「不十分である」と判断した項目（所見）を下表の中から概ね5個程度以内で選択すること。

ただし、総合評点「5」の場合は選択を要しない。

項目	評価の際「問題がある」又は「不十分である」と判断した項目（所見）
1	研究目的設定の独創性（評定要素(a)に対応）
2	研究目的の妥当性（具体性及び明確さ）（評定要素(a)に対応）
3	研究対象、研究手法の適切性（評定要素(b)に対応）
4	研究計画の進め方の着実性（評定要素(b)に対応）
5	研究計画、研究方法の適切な説明（記述）（評定要素(b)に対応）
6	購入を予定している設備備品等の妥当性（評定要素(c)に対応）
7	各経費の必要性等（評定要素(c)に対応）
8	これまでに受けた研究費に対する成果等からみた研究遂行の着実さ（評定要素(d)に対応）
9	研究者の研究業績からみた研究成果への期待度（評定要素(d)に対応）

〔研究経費の査定案（公募研究）〕

応募研究経費の内容を踏まえ、どの程度の査定が適当であるか評点を付す。

その際、標準的な査定率は、応募研究経費の90%程度とする。

なお、「※」の評点を付した研究課題に対しては、主たる根拠及び具体的な内容（査定率等）を「審査意見」欄に必ず記述すること。

評点	審査基準
◎	応募研究経費と同額程度にすべきである
無印	標準的な査定率であれば当該研究の遂行が可能である（応募研究経費の90%程度）
△	標準的な査定率より10%程度低くすべきである（応募研究経費の80%程度）
※	上記以外（具体的な内容を「審査意見」欄に記述すること。なお、各年度における応募研究経費を超えて配分することはできない。）

二 研究課題提案型

(1) 新規研究課題

「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成21年3月23日研究振興局長決定）に定める「研究課題提案型委員会」（以下「委員会」という。）において次のとおり審査を行う。

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 第1段審査においては、「総合領域」「複合新領域」「人文学」「社会科学」「数物系科学」「化学」「工学」「生物学」「農学」「医歯薬学」の分野（以下「分野」という。）毎に、専門的な見地から審査するレフェリーによる意見を参考にして、各研究課題について書面審査を行い、個別の評定要素に関する絶対評価を行った上で、5段階による総合評点を相対的な評価に基づき付すとともに、応募研究経費については、「研究経費の査定案」により審査を行う。
- ② 第2段審査では、各分野の代表者による合議審査を行い、第1段審査における総合評点の素点とTスコア（平均点と標準偏差により評価者ごとの素点のばらつきを補正した数値）化した評点を基に、個別の評定要素の評点や第1段審査の際付された査定案の評点等を適切に勘案して採択候補研究課題を選定する。
- ③ 部会は、委員会が選定した採択候補研究課題の中から、合議により採択研究課題を決定する。

〔審査委員会等における採択候補研究課題の選定の進め方〕

①レフェリーによる審査

ア 応募状況等を勘案し、主査は、学術調査官が推薦するレフェリー候補者の中から、「系・分野・分科・細目表」のうち分科毎にレフェリーを選考し、書面審査を依頼する。

イ レフェリーは、「研究計画調書」をもとに、各研究課題について書面審査を実施し、個別の評定要素に関する絶対評価を行った上で、5段階による総合評点を相対的な評価を行い、評点等による意見を付す。主査は、当該意見を基に採択候補課題を絞り込む。

ウ 審査にあたっては、総合評点が「4以下」の研究課題については、「書面審査時の所見」のうちから該当するものを選択する。

エ レフェリー本人が研究代表者である研究課題又は研究分担者として参加している研究課題については審査を行わないこととする。

オ レフェリーの氏名等は、レフェリーによる審査終了後、第1段審査、第2段審査を担当する評価者に対し開示するとともに、第2段審査終了後、一般に公開する。

〔評定要素〕

(a) 研究課題の独創性、革新性（「研究の全体構想」、「研究目的」、「研究計画・方法」欄）

- ・研究目的について、高い独創性、革新性が認められるか。
- ・期待される研究成果は、学術研究のブレークスルーをもたらす可能性があるか。
- ・従来の分科・細目区分では採択されにくい、新興・融合分野等における挑戦的な研究課題であるか。

評点区分	評定基準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(b) 研究計画、研究方法の妥当性（「研究計画・方法」欄）

- ・研究計画が明確に示されているか。
- ・構想を具体化する研究手法が明確になっているか。

評点区分	評定基準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

〔総合評点〕

評点区分	評定基準	分布目安
5	新学術領域研究（研究課題提案型）として非常に優れた研究課題である	10%
4	新学術領域研究（研究課題提案型）として優れた研究課題である	20%
3	新学術領域研究（研究課題提案型）としてふさわしい研究内容を含んでいる	40%
2	新学術領域研究（研究課題提案型）として不十分な点が多い	20%
1	新学術領域研究（研究課題提案型）としては不適切である	10%

総合評点を付すとともに、審査意見が必要と判断した場合、当該課題の長所と短所を中心に記述すること。

〔書面審査時の所見〕

(a)及び(b)の「評定要素」の評点及び「総合評点」を勘案し、評価の際「問題がある」又は「不十分である」と判断した項目（所見）を下表の中から3個程度以内で選択すること。

ただし、総合評点「5」の場合は選択を要しない。なお、総合評点において「5」を付した場合には、当該研究課題の特に優れた点を必ず記述すること。

項目	評価の際「問題がある」又は「不十分である」と判断した項目（所見）
1	研究目的の独創性、革新性（評定要素aに対応）
2	期待される研究成果がブレークスルーをもたらす可能性（評定要素aに対応）
3	研究課題の挑戦性（評定要素aに対応）
4	研究計画の明確さ（評定要素bに対応）
5	研究手法の具体性（評定要素bに対応）

②第1段審査

ア 第1段審査の各評価者は、「研究計画調書」をもとに、専門的な見地から審査するレフェリーによる意見を参考にして、分野毎に書面審査を実施し、各研究課題について、個別の評定要素に関する絶対評価を行った上で、5段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すとともに、応募研究経費については「研究経費の査定案」により審査を行う。主査は、当該審査結果を基に採択候補課題を絞り込む。

イ 審査にあたっては、総合評点が「4以下」の研究課題については、「書面審査時の所見」のうちから該当するものを選択する。

ウ 評価規程第7条「利害関係者の排除」規定は適用しない。ただし、評価者本人が研究代表者である研究課題又は研究分担者として参加している研究課題については審査を行わないこととする。

エ 第1段審査の評価者の氏名等は、第1段審査終了後、第1段審査、第2段審査を担当する評価者に対し開示する。

〔評定要素〕

(a) 研究課題の独創性、革新性（「研究の全体構想」、「研究目的」「研究計画・方法」欄）

- ・研究目的について、高い独創性、革新性が認められるか。
- ・期待される研究成果は、学術研究のブレークスルーをもたらす可能性があるか。
- ・従来の分科・細目区分では採択されにくい、新興・融合分野等における挑戦的な研究課題であるか。

評点区分	評定基準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(b) 研究計画、研究方法の妥当性（「研究計画・方法」欄）

- ・研究計画が明確に示されているか。
- ・構想を具体化する研究手法が明確になっているか。

評点区分	評定基準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(c) 応募研究経費の妥当性（「研究経費の妥当性・必要性」欄）

- ・購入を予定している設備備品等は研究実施上必要なものであるか。
- ・各経費の必要性等が認められるか。

評点区分	評定基準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

【総合評点】

評点区分	評定基準	分布目安
5	新学術領域研究（研究課題提案型）として非常に優れた研究課題であり、最優先で採択すべき	10%
4	新学術領域研究（研究課題提案型）として優れた研究課題であり、積極的に採択すべき	20%
3	新学術領域研究（研究課題提案型）としてふさわしい研究内容を含んでおり、採択してもよい	40%
2	新学術研究領域（研究課題提案型）として不十分な点が多く、採択を見送るべき	20%
1	新学術領域研究（研究課題提案型）としては不適切であり、採択に値しない	10%

総合評点を付すとともに、審査意見が必要と判断した場合、当該課題の長所と短所を中心に記述すること。

【研究経費の査定案】

応募研究経費の内容を踏まえ、どの程度の査定が適当であるか審査基準により評点を付す。

なお、「◎」又は「△」の評点を付した課題に対して、審査基準より更に査定率を高くすべき（低くすべき）とする課題に対しては、主たる根拠及び具体的な内容（査定率等）を「審査意見」欄に必ず記述すること。

評点	審査基準
◎	他の研究課題より査定率を更に10%程度高くすべきである
無印	標準的な査定率であれば当該研究の遂行が可能である
△	他の研究課題より査定率を更に10%程度低くすべきである

【書面審査時の所見】

(a)～(c)の「評定要素」の評点及び「総合評点」を勘案し、評価の際「問題がある」又は「不十分である」と判断した項目（所見）を下表の中から3個程度以内で選択すること。

ただし、総合評点「5」の場合は選択を要しない。なお、総合評点において「5」を付した場合には、当該研究課題の特に優れた点を必ず記述すること。

項目	評価の際「問題がある」又は「不十分である」と判断した項目（所見）
1	研究目的の獨創性、革新性（評定要素aに対応）
2	期待される研究成果がブレークスルーをもたらす可能性（評定要素aに対応）
3	研究課題の挑戦性（評定要素aに対応）
4	研究計画の明確さ（評定要素bに対応）
5	研究手法の具体性（評定要素bに対応）

6	購入を予定している設備備品等の必要性（評定要素cに対応）
7	各経費の必要性等（評定要素cに対応）

③第2段審査

第2段審査においては次の資料を参照の上、委員会において「審査にあたっての着目点」に基づき評価を行い、総合的な判断の上、合議により採択研究候補課題を選定する。

- ・「レフェリーによる審査及び第1段審査」における評定要素毎の評点、総合評点の素点
- ・「レフェリーによる審査及び第1段審査」における総合評点のTスコア化した評点
- ・第1段審査の際付された査定案の評点
- ・「レフェリーによる審査及び第1段審査」の際付された所見

〔審査にあたっての着目点〕

- (a) 研究課題の独創性、革新性（「研究の全体構想」、「研究目的」「研究計画・方法」欄）
- ・研究目的について、高い独創性、革新性が認められるか。
 - ・期待される研究成果は、学術研究のブレークスルーをもたらす可能性があるか。
 - ・従来の分科・細目区分では採択されにくい、新興・融合分野等における挑戦的な研究課題であるか。
- (b) 研究計画、研究方法の妥当性（「研究計画・方法」欄）
- ・研究計画が明確に示されているか。
 - ・構想を具体化することができる研究手法が明確になっているか。
- (c) 応募研究経費の妥当性（「研究経費の妥当性・必要性」欄）
- ・購入を予定している設備備品等は研究実施上必要なものであるか。
 - ・各経費の必要性等が認められるか。
- (d) 研究組織、研究遂行能力及び研究環境の適切性
（「研究組織」「今回の研究計画を実施するにあたっての準備状況等」「研究実績」欄）
- ・複数の研究者で研究組織を構成する研究課題にあっては、組織全体としての構成は適切であるか。また、各研究分担者は十分役割を果たすと期待されるか。
 - ・これまでの研究業績等から見て、挑戦的な研究課題に対し研究遂行能力を有していると判断できるか。
 - ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等研究環境は整っているか。

2 審査結果の開示

一 研究領域提案型

(1) 研究領域

各評価者の研究領域・研究課題に対する審査結果が特定されないよう配慮した上で、領域代表者に対して、当該研究領域の審査結果の所見及び審査状況の総括を通知するとともに、採択された研究領域については、部会における審査結果の所見の概要を公開する。

(2) 公募研究の研究課題

各評価者の研究課題に対する審査結果が特定されないよう配慮した上で、採択されなかった研究代表者のうち希望者に対して、次の書面審査時における評価結果を通知する。

- ①各専門委員会が審査を行った研究課題の中における当該研究課題のおよその順位
- ②評定要素毎の評価
- ③「公募要領に示された領域の研究概要との整合性」に関する評価

- ④「問題がある」又は「不十分である」と判断した所見

二 研究課題提案型

各評価者の研究課題に対する審査結果が特定されないよう配慮した上で、採択されなかった研究代表者のうち希望者に対して、次のレフェリーによる審査及び第1段審査時における評価結果を通知する。

- ①研究課題提案型委員会による審査が実施された段階
- ②評定要素毎の評価
- ③「問題がある」又は「不十分である」と判断した所見

- ## Ⅲ 「新学術領域研究（研究領域提案型）『生命科学系3分野支援活動』の事前評価（審査）に関する特例
- 「新学術領域研究（研究領域提案型）『生命科学系3分野支援活動』の事前評価（審査）」については、別に定めるところにより行うものとする。

新学術領域研究（研究領域提案型）の審査意見書（研究領域）

平成 年 月 日

審査意見書	所属機関・部局・職	氏 名
作成者		

下記研究領域についての意見は、以下のとおりです。

記

整理番号	研究領域名	領域代表者 (所属研究機関・部局・職)	応募総額 (千円)	応募期間
				平成 年度) 年度 平成 年度

< 意見 >

(1) 応募領域の研究の必要性

(2) 領域の目的の妥当性

(3) 領域推進の計画・方法の妥当性

(4) 領域マネジメントの適切性

(5) 領域組織の妥当性

(6) 研究期間及び研究経費の妥当性

[その他の所見] (上記の項目で書けなかった点がある場合にお書きください。)

新学術領域研究（研究領域提案型）の審査意見書（計画研究）

平成 年 月 日

審査意見書	所属機関・部局・職	氏 名
作成者		

下記研究領域についての意見は、以下のとおりです。

記

整理番号	研究領域名	領域代表者 (所属研究機関・部局・職)	応募総額 (千円)	応募期間
				平成 年度 } 平成 年度

< 意見 >

研究課題名	研究代表者 (所属機関・部局・職)	評価 (いずれかの欄に○を付してください。)				研究経費 の査定案
		A	A ⁻	B	C	
(コメント欄)						

研究課題名	研究代表者 (所属機関・部局・職)	評価 (いずれかの欄に○を付してください。)				研究経費 の査定案
		A	A ⁻	B	C	
(コメント欄)						

新学術領域研究（研究領域提案型）の審査意見書（継続の研究領域）

平成 年 月 日

審査意見書	所属機関・部局・職	氏名
作成者		

下記研究領域の計画研究に係る意見は、以下のとおりです。

記

領域番号	研究領域名	領域代表者 (所属研究機関・部局・職)	領域設定期間
			平成 年度 ～ 平成 年度

< 中間評価結果 各委員会 : >

(1) 評価結果 :
(2) 中間評価に係る所見 :
総合所見
評価の着目点毎の所見
(a) 研究の進展状況
(b) 研究成果
(c) 研究組織
(d) 研究費の使用
(e) 今後の研究領域の推進方策

< 中間評価結果を踏まえた対応方針（領域代表者作成） >

< 意見 >